

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 30 回 総 会

令和 2 年 2 月 27 日 (木)

名護市農業委員会 第30回総会

開催日時 令和2年2月27日(火) 午前10時00分～

開催場所 名護市役所 3階会議室

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	○	2番	長山 正敏	○	3番	前川 好男	○
4番	宮城 政喜	◎	5番	比嘉 清隆	○	6番	具志堅 安盛	◎
7番	野原 朝行	欠	8番	名城 政幸	○	9番	比嘉 晴	欠
10番	—	—	11番	川上 達也	○	12番	大城 正信	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	欠	14番	伊波 興助	○	15番	比嘉 政昭	○
16番	上間 光成	○	17番	宮里 強	欠	18番	玉城 政和	○
19番	比嘉 勲	○	20番	具志堅 興一	欠	21番	塩浜 康允	欠
22番	山城 秀樹	欠	23番	平 智昭	○	24番	伊波 實	○
25番	宮城 直人	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第191号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第192号 農地転用事業計画変更承認申請について  
 第193号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第194号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第195号 現況証明願いについて  
 第196号 非農地証明願いについて  
 報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は4番と6番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第30回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第191号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積486㎡。規模拡大のための賃貸借。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はクワンソウ。

整理番号2番 農振農用地内、面積682㎡。規模拡大のための賃貸借。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はクワンソウ。

当該譲受人は、近隣地にも賃借しているが、耕作がみられないため理由を聞いたところ、クワンソウの出荷先である企業と調整中であることから栽培を待っている状態であるとのこと。3月までに出荷先の企業から連絡がなければ生姜の栽培を行い、いずれクワンソウを実施するとのこと。

整理番号3番 農振農用地内、面積4,930㎡。規模拡大のための有償移転。従事者3名、主従事日数250日。計画作物は牧草。

整理番号4番 農振農用地内、面積1,925㎡(2筆計)。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数250日。計画作物はパイン。

事務局としては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 整理番号1・2は、以前借りたのはいつごろか。

事務局 一年は経っていない。

委員 耕作していない理由がはっきりしているので問題ないのではないか。

議長 他に質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議題第192号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積2,425㎡。新たに農機具倉庫を建設するための申請となる。前回の総会時では隣接地を牛舎建築のため4条申請を行った。今回の土地は宅地であったことから農地法の規定にはかからないため、前回の申請時には入れていなかったが、農振法上、農地転用がない場合でも開発許可の必要が考えられる。しかし、農地転用での許可があれば農振法での許認可の必要はなくなることから、農振側の担当者との協議の上、農地法での申請が良いとのことから今回の申請になります。現況は牛舎であり農業施設になることから現況農地扱いとなり、農地区分としては農業用施設に

指定されていることから事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 193 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用内、面積 698 m<sup>2</sup>。牛舎、農機具倉庫のための所有権移転。始末書有で、以前から牛舎があった案件。農地区分は、農業施設用地となっており問題なしの案件と考えます。

整理番号 2 番 農振農用地外、面積 237 m<sup>2</sup>。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 9.3ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 3 番 農振農用地外、面積 548 m<sup>2</sup>。分譲住宅のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地（宅地連たん）、3 方宅地となっていることから原則許可相当の案件となります。

整理番号 4 番 農振農用地外、面積 1,518 m<sup>2</sup>。店舗のための賃貸借。農地区分は、第 3 種農地（上下水管）、病院、公民館近傍地となり問題なしの案件と考えます。

整理番号 5 番 農振農用外、面積 1,462 m<sup>2</sup>（3 筆計）。貸し資材置場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 9.3ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 6 番 農振農用外、面積 945 m<sup>2</sup>。宿泊所レクリエーション施設のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 8 ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 7 番 農振農用外、面積 218 m<sup>2</sup>。倉庫のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（その他）、一団農地 0.1ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 8 番 農振外、面積 472 m<sup>2</sup>。資材置場・駐車場のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地（用途地域）、第 1 種低層住宅専用地域。原則許可相当の案件となります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 整理番号 1 番の始末書の理由は何か。

事務局 牛舎での利用になるが、元々牛舎が建てられていた経緯があり、転用を機に申請を挙げた。

委員 整理番号 1 番の始末書は誰が書いたのか。

事務局 地主が提出しています。法的には農業用施設にあたるが、建物を建てる際は農地転用の手続きが必要となる。また、県に進達する際には始末書の添付

が求められていることから提出いただいています。

議長            その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員            異議なし。

**(第 194 号 農用地利用集積計画の意見決定について)**

事務局            当該案件に農業委員に関わる案件があるため、比嘉委員は退席いたします。(退席)

令和 2 年 2 月 18 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 5 名。譲受人 7 名。設定筆数 14 筆、面積 33,285 m<sup>2</sup>。内 賃借権 10 筆、使用貸借権 0 筆、所有権移転 4 筆となっています。

整理番号 1 番    5 年の賃借権。作物は藍。稼働日数 150 日。新規設定。

整理番号 2 番    10 年の賃借権。作物はサトウキビ。稼働日数 250 日。新規設定。

整理番号 3 番から 6 番    所有権移転。作物はサトウキビ。贈与となります。

整理番号 7 番    中間管理機構の借受。5 年の借権。

整理番号 8 番    中間管理機構の借受。5 年の賃借権

整理番号 9 番    中間管理機構の借受。5 年の賃借権。

整理番号 10 番    中間管理機構の借受。5 年の賃借権。

整理番号 11 番    5 年の賃借権。作物はサトウキビ。稼働日数は 250 日。  
整理番号 7 番との関連。

整理番号 12 番    5 年の賃借権。作物はパイン。稼働日数は 250 日。整理番号 8 番との関連。

整理番号 13 番    5 年の賃借権。作物はカボチャ。稼働日数は 250 日。整理番号 9 番との関連。

整理番号 14 番    5 年の賃借権。作物はパイン。稼働日数は 250 日。整理番号 10 番との関連。

議長            事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員            異議なし。

議長            比嘉委員を会議室へ戻してください。(着席)

**(第 195 号 現況証明願いについて)**

調査員            整理番号 1 番    農振農用内。当該申請地は昭和 40 年頃から鶏舎として利用しており、現在も利用している。

議長            調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 196 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番から 4 番 農振農用地外、面積 1,408 m<sup>2</sup>。平成 9 年 3 月父から相続して所有している。平成元年頃から父は、当該地の耕作を放棄し、各自そのままの状態ですべて所有している。なお、整理番号 2 番については土地の一部で趣味の花木、バラ、つつじ等を植えて現在に至っているとの申請理由であり、確かに一部耕作されている現況がみられること及び農振地域に隣接していることから他に与える影響が懸念されることから本非農地証明願については証明不可と判断します。

整理番号 5 番 農振農用地外、面積 597 m<sup>2</sup>。当該申請地は、山林化した傾斜がある土地で、20 年以上前から耕作されていないとの申請理由であり、原野化が進んでおり、農地としての利用は見込めないと判断します。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、整理番号 1 番から 4 番を否決。他を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農用地利用配分計画案に関する意見について)

事務局 整理番号 1 番 農地中間管理機構が預かる当該農地について、当該者を配分計画案として提出いたします。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもって、第 30 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 宮城 政喜 印

署名委員 具志堅 安盛 印